

議事録	
会議名	令和8年度 第1回 知立市地域ケア推進会議 議事録
日時	令和8年7月10日(金) 10:00～12:00
会場	知立市役所 第403会議室
出席者	[委員]塚本委員、鈴木委員、棹本委員、花井委員、須原委員、大場(陽)委員、大場(恵)委員、蟹江委員、本田委員(9名)
	[事務局]寺田保険健康部長、池田長寿介護課長、矢田課長補佐兼係長、大田主査、橘川主査、奥岡管理栄養士、笹本社会福祉士 (7名)
	[欠席]なし
議題	(1) 会長・副会長の選任について (2) 地域ケア会議の位置づけ (3) 知立市の人口及び高齢化率等の状況 (4) 令和4年度～7年度の課題と取り組み状況 (5) 前回会議の助言からその後の取り組み状況報告 (6) 令和7年度 多職種連携会議報告及び地域課題について (7) 令和7年度 地域ケア個別会議報告及び地域課題について
会議概要	
発言者	内容
事務局	(1)会長・副会長の選任について (2)地域ケア会議の位置づけ (3)知立市の人口及び高齢化率等の状況 (4)令和4年度～7年度の課題と取り組み状況 (5)前回会議の助言からその後の取り組み状況報告 (事務局資料に沿って説明)
会長	意見、感想等はあるか。
委員	ささえあい事業が5月からスタートし、昨年度のネットワーク会議で説明を受けている。逢妻・八橋方面から実施すると聞いていたが、5月の開始以降、実際にどの程度活動できているのか。
事務局	依頼件数は6件ほどであったが、そのうち対象とならなかったケースもあり、実際に支援に入ったのは4件。支援内容はいずれも草取りと不燃物の処分であった。対象者は介護保険の事業対象者が要支援の認定を受けているもしくはささえあい事業のチェックシートに該当すれば利用できる。今回利用を希望された方はいずれも要支援認定または事業対象者であった。対象外となった2件はいずれも不燃物の処分に関する依頼で、1件は、同居し

	ていない息子のもと思われる大量のアルコール缶と一緒に処分してほしいという依頼であったが、ご本人への支援ではないと判断し、お断りした。もう1件は、重たい植木鉢など不燃物の量や規模が大きく、近所の収集場所まで運ぶことが困難であったため対応できなかった。ただし、お断りするだけではなく、生活支援コーディネーターにも相談し、民間事業者による回収につなげた。制度で対応できない部分についても、生活支援コーディネーターのネットワークを活用しながら解決に向けて支援しており、現在利用実績も出てきている状況である。
委員	認知症ケアパスはここ数年、市内のクリニックや薬局などに設置してもらうことに力を入れてきたことで、様々な場所で見かけるようになった。資料 3・4 についても、それぞれクリニックや歯科医院、薬局などに設置してもらう取り組みは実施しているのか。また、今後実施する予定はあるのか。医療機関を受診する方は何らかの健康課題を抱えていることが多く、ご家族もそこで資料を手取る機会があるため、情報の周知につながるのではないのか。
事務局	現状チラシ等の配架の依頼は行っていないが、ご協力いただける薬局等あれば検討していきたい。
会長	資料3については市役所が関わっていると分かるが、資料4については、知立市の記載がない。事業の実施主体は知立市であるため、名前を出した方がよい。民間のサービスと認識されると一歩引いてしまう可能性があるため明確に市の名を記載した方がよいと思う。
委員	ひまわりカフェのチラシのように知立市委託と一文あると安心されると思う。
会長	サロンについて、27 か所あるとのことだが、この数をどのように捉えているか。人口約 7 万 5 千人を考えると、もう少し増えていく必要があるのではないかと思う。他市町村と比較すると、サロンの定義や数え方の違いはあるかもしれないが、現状ではやや少ない印象である。 サロンは身近な場所で気軽に閉じこもり予防に取り組める場であり、軽い運動やレクリエーション活動を通して生きがいづくりにもつながる。そのため、地域の中で幅広く活動の場を増やしていくことが必要ではないか。また、活動費の助成は行っているのか。
事務局	市では高齢者サロン補助金として、実施回数に応じた補助を行っている。また、社会福祉協議会でも地域活動団体を対象に、登録団体へ一定額の助成を実施しており、これら 2 つの制度で支援している。
会長	承知した。資料 3 のチラシについて、サロンを新たに立ち上げたい方への相談窓口を案内するような内容を掲載すると、市民レベルでサロンを増やしていく意識づくりにつながる

	のではない。 また、健康麻雀では麻雀の前に体操を実施しているとのことだが、このような取り組みは健康づくりにもつながる重要な活動である。実施している体操の内容にもよるが、DVD等を活用しているのであれば、既存の 27 か所のサロンへ展開することも有効ではないか。まちかど運動教室に加え、日常的に地域の小さな単位で介護予防に取り組める環境づくりが重要であり、既存の集いの場を活用して展開できるとよい。 市町村独自のサロン向け体操を作成・普及している事例もあるため、サロンを単なる交流の場として終わらせず、介護予防へつなげる取り組みとして発展させていくことが望ましい。
事務局	サロン単位で実施できるまちかど運動教室以外の体操の機会としては昨年度、社会福祉協議会がおんじい事業所の協力を得て、配布用の体操 DVD を作成している。
委員	健康麻雀用の体操のDVDとフレイル予防体操を作成いただいた。健康麻雀体操は健康麻雀をする団体へ、フレイル予防体操はまちかど運動教室への参加が難しい方にむけて無料配布できるようにしている。また、サロンでも配布できるように体制を整えている。
会長	今後の取り組みとして進めていただきたい。また、実施するだけで終わらせるのではなく、参加した高齢者の感想や反応なども把握し、事業評価につなげていくことが重要である。
会長	立ち寄り型健康イベントには158人の参加があり、必要な方には通いの場等の情報提供を行ったとのことだが、そのうち、まちかど運動教室や短期集中リハビリ、サロン、健康麻雀などの事業へ実際につながった方はどの程度いたのか。
事務局	体力低下を心配して来場された方には介護保険サービス等を案内し、必要に応じて後日連絡を行った。しかし、実際に何人が各事業につながったかまでは把握できていない。
会長	立ち寄り型健康イベントは、買い物等のついでに健康情報を得られる貴重な機会であるため、その後、実際にサービスや通いの場への参加につながっているかを丁寧に把握することが重要である。各事業を個別に実施するのではなく、イベントを入口としてサロンや体操教室等へつながる流れを確認し、事業間の連携状況を継続的に評価していく必要がある。
会長	在宅療養の手引きについて、ケアマネジャーの立場から、退院後に在宅生活へ戻る方にとって、介護者への支援で重要なポイントは何か。
委員	退院して在宅生活へ戻る方は、自宅で生活できるかという不安や、病気の再発への心配が大きい。また、排泄や食事介助が必要な状態で退院する場合は、家族が介護を担えるかという不安も強い。そのため、ケアマネジャーが支援内容を説明する際に、このような資料が

会長	あることで家族にも分かりやすく伝えられる。これまで何度も協議を重ね、意見を反映して作成された資料であり、今後活用していきたい。 最後にチェックシートのようなものがあり、必要な相談先が分かるようになっていて、より活用しやすいのではないか。また、介護保険に関するアンケートでは、介護者の負担が最も大きいのは排泄介助であり、その負担が虐待につながるケースもあるため、排泄に関する情報提供は特に重要である。あわせて、情報提供の方法についても評価していく必要がある。
委員	これまでの会議でも話題になったが、退院そのものをゴールと捉えてしまい、その後どのように生活していくかイメージできないまま退院する方が多く、閉じこもりにつながるケースもある。リハビリが終了しても、自分でできることは継続して行い、身体機能を維持するための心構えや、自立に向けた意識づけについて、ご本人や家族へのメッセージがあるとよい。
委員	退院後、これまでの生活に少しでも近づけるよう、ご本人とご家族が前向きに考えられるよう支援し、専門職と一緒に退院後の生活を考えていくことが重要である。 また、この冊子は介護経験のない方が見ると、5 ページ以降の内容が「ここまでやらなければならないのか」と不安に感じる可能性がある。一方で、各場面の重要なポイントや、「無理をしない」「困ったら相談する」といった内容が示されていることは大切である。介護経験のない家族が「これならできそう」と思える内容とし、自分たちだけで抱え込まず、困ったときに相談できることが伝わるよう、安心感を持てる構成にするとさらに良い。また、退院前の早い段階で配布することも重要である。 (6)令和7年度 多職種連携会議報告及び地域課題について (事務局資料に沿って説明)
会長	意見、感想等はあるか。
委員	まとめ会議に出席し、その中で「県外出身者同士が交流できる集いの場」を提案したが、この提案の背景には、認知症の有無や性別、年齢に関係なく、「出身地が同じ」という共通点だけで自然と会話が弾み、人と人とのつながりが生まれる場面を多く経験してきたことがある。実際に担当した 90 代男性の事例では、当初はなかなか馴染めない様子であったが、私と出身小学校が同じであることが分かったと、何年も上の先輩であるにもかかわらず一気に距離が縮まり、昔の思い出を交えながら会話が盛り上がった。この経験から、認知症のある方であっても、昔の記憶や出身地に関する記憶は比較的保たれていることが多く、出身地という共通点は交流のきっかけになりやすいと感じている。

	一方で、「認知症の方の集い」や疾患別の集まりという名称は、参加への心理的なハードルが高くなりやすい。これに対し、出身地や地域といったテーマで参加者を募ることで、参加しやすい雰囲気をつくることができ、認知症の有無を問わず幅広い方々が自然に交流できる場になるのではないかと。
委員	新規の利用者と初めて会う際には、まず自分との共通点を探すようにしている。両親の出身地や旅行先の話、郷土料理の話題などをきっかけにすると、距離が縮まりやすいと感じる。郷土料理などを取り入れた取り組みができれば、さらに参加率の向上につながるのではないかと思う。
会長	情報収集は容易ではないが、ケアマネジャーや地域包括支援センターで情報を共有し、県単位などで集まりを企画することも一つの方法ではないか。
委員	アセスメントでは出身地を確認するため、参加者を紹介しやすいと感じる。
委員	私自身も全国各地の出身者と働いてきたが、現在でも OB 会があり、特に九州出身者の結束は非常に強いと感じている。民生委員として約 50 件の家庭を訪問しているが、訪問を通じて地域でのつながりがよく見えてくる。公民館の行事や地域活動に積極的に参加している方の多くは元気に生活されている一方で、特に男性は、地域とのつながりをほとんど持たない方も一定数いる。全員の参加を促すことは難しいが、徐々にでも地域の輪を広げていくことが大切である。民生委員として定期的に訪問する中で、そのような方々に地域活動の情報を口頭や資料で伝え、徐々にでも参加者が増えるよう取り組んでいきたい。地域活動への参加を通じて健康寿命の延伸につながることを期待している。
会長	認知症の方は、軽度であっても自身の変化に最初に気づくことが多く、不安が強くなることで、老人会やサロンなどの地域活動から自ら離れてしまうことがある。その後、生活が徐々に成り立たなくなり、地域包括支援センターや民生委員へ情報が入るケースも少なくない。一度地域活動から離れると、再び参加することは容易ではない。そのため、「これまで参加していた人が来なくなった」という変化に早く気づくことが重要であり、サロンや老人クラブの仲間がその情報を把握し、早めに声をかけることが認知症への理解や早期支援につながると考える。 実際に訪問すると、「以前は卓球や合唱などに積極的に参加していたが、ある時から来なくなった」という話を聞くことがある。早い段階で周囲が変化に気づき、声を掛け合える地域づくりが重要である。認知症への理解を深める取り組みと、閉じこもり予防としてのサロンや地域活動の充実に加え、参加しなくなった方をどこにつなぐのかという仕組みづくりも必要ではないか。本人は用事や家庭の事情などを理由に参加を断ることもあるが、専門職が関わる前の段階で、周囲の人が気づき、声を掛けて一緒に参加を促すことができ

	ば状況は変わる可能性がある。一人で抱え込まないよう、地域や組織全体で支え合う体制づくりが重要である。 (7)令和7年度 地域ケア個別会議報告及び地域課題について (事務局資料に沿って説明)
会長	8050 問題のようなケースでは、その経過の中で暴力に至る事例も決して稀ではない。このような家庭において、高齢者の生活をどのように支援していくかが課題となる。対策として重層的支援体制整備事業により福祉課地域福祉係が設置されたとのことであり、一つの支援体制が整うようにも考えるが、皆様からご意見を伺いたい。 金銭的な問題とは、ご本人たちの年金を息子が管理しているということか。
事務局	それもある。また、アパート経営による家賃収入の口座が亡くなった姑名義のままとなっているため、家賃収入は入金されるものの、引き出しなど口座の管理ができない状況である。その手続きを息子が進められない状況にある。
委員	私がケース担当であり、社会福祉協議会や不動産会社、メインバンクなどの協力を得ながら手続きを進めているが、登記変更等はあと一步の段階である。姑名義の口座は凍結されており入金はされるが出金できない状態である。一方で、アパート経営に係るローン返済は継続して必要である。この方の夫は要介護3であり、介護保険の負担割合は3割であることから一定の収入はある。しかし、支出の管理が滞っているため、経済的困窮に陥っている状況である。収入がないことによる困窮ではなく、収支を管理できないことによる困窮である。 また、長男については診断はないものの、パーソナリティ障害等、何らかの障害特性があると思われる。そのため、手続きを進めようとしても最後までやり遂げることが難しく、支援者の介入も受け入れにくい状況である。
会長	相続が発生しており、相続人全員の同意を得た上で名義変更など一連の手続きが必要になる。弁護士等の専門職に依頼した方がよいのではないか。
委員	弁護士へ依頼する場合は費用負担が生じる。また、凍結口座の残高や負債の状況によっては費用を捻出できるかどうかとも分からず、その点は慎重に判断する必要がある。
委員	要介護 3 である夫には認知機能の低下はないのか。
委員	認知症はかなり進行しており、ご本人には契約行為を行う能力がない。そのため、成年後見制度の申立ても並行して進める必要がある。

委員	本来であれば、夫へ相続を行う必要があるが、契約能力が失われているため成年後見人の選任が必要となる。認知機能が保たれている段階で相続を済ませておけばよかったが、今後はこのようなケースが増えると考えられる。今回のケースについても、弁護士や司法書士など専門職を交えて整理した方がよいのではないか。
会長	成年後見人が選任されると財産は長男が自由に使えなくなるため、長男自身の生活支援も必要となる。
委員	長男は若い頃に就職した経験はあるものの、すぐに退職しており、その後はほとんど就労経験がない。
委員	現在は重層的支援体制整備事業が始まり、高齢者だけでなく障害、生活困窮、児童など複合的な課題を抱える家族が増加している。地域福祉係が設置されたことで相談の入口ができたことは大きい。今後は庁内において横断的な連携が図られる体制となっているのか。
事務局	課を越えて担当係同士が連携できる体制を整え、今後も連携しながら支援を進めていく。
委員	今後はさらに複雑なケースが増加すると考えられるため、法律関係の専門職とも連携しながら、一つ一つ課題を整理していく必要がある。また、高齢者だけでなく障害のある方や児童も含め、家族全体が安心して暮らせる支援が重要である。地域福祉係が設置されたことで、「困ったらまず相談できる窓口」として、市内の事業所や介護支援専門員等へ十分に周知していただきたい。これまでは地域包括支援センターへ相談することが多かったが、今後は地域福祉係へ相談できる体制であることを周知していただくことで、ケアマネジャー等が一人で抱え込まずにすむかもしれない。
事務局	ご意見のとおり、重層的な支援体制を構築するため地域福祉係を設置した。しかし、現在は運用方法を模索している段階でもある。本日いただいたご意見は担当課へ共有し、体制が整い次第、関係機関への周知を図っていく。
委員	行政だけでなく、現場の支援者とともに支援体制を作り上げていくという形でもよいと考える。今後ともよろしく願いしたい。
会長	65歳以上の高齢者がいる世帯の約2割は未婚の子との同居世帯であり、高齢者虐待の養護者として最も多いのも未婚の子である。このようなケースは決して特殊ではなく、地域包括ケアシステムや介護保険制度だけでは対応できないと国も示している。そのため、生活困窮者自立支援制度が整備されており、現在生活に困窮している人だけでなく、将来的に生活困窮となる可能性のある人も支援対象となる。障害のある方やひきこもり状態にあ

事務局	る方も対象であり、長期間ひきこもり状態が続いた方がすぐに自立することは難しい。8050 問題になる前の7040や6030の段階から、就労準備支援や障害福祉サービスなどへ結び付けることが重要である。 地域ケア個別会議だけで対応しようとする、高齢者支援を担う地域包括支援センターの負担が大きくなる。そのため、障害、生活困窮、地域福祉系なども含めた重層的支援を担う会議体へつなぎ、関係機関が役割分担しながら支援を進めることが必要である。知立市では重層的支援体制が始まったばかりであり、当面は地域ケア個別会議がその役割を担いながら、徐々に重層的支援を担う会議へ移行していくことが望ましい。今後数年間は関係機関が協力しながら支援体制を構築していくことが重要であるとする。 以上で議題は終了とする。 本日いただいたご意見を事務局で検討させていただく。
-----	---